

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援 ガイドライン（第2版）案について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第2版）案 改訂の背景とポイント

背景と経緯

- 平成29年3月に「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を作成し周知してきたが、それから9年以上が経過。令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においても意思決定支援の推進を指定基準に規定するなど、障害者の意思を尊重し、障害者の権利を保障するための支援を推進してきた。
- 今般、以下の経緯を踏まえて、意思決定支援の構造を再整理する必要が生じた。
 - 他分野（認知症、身寄りがない人の入院及び医療、後見事務等）の意思決定支援ガイドラインが発出された。
 - 国連障害者権利委員会による総括所見（令和4年10月）において、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインにおける「the best interest of a person（本人の最善の利益）」という言葉の使用に懸念が示された。
 - 第二期成年後見制度利用促進基本計画の中間検証報告書（令和7年3月）において、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインについては、障害者権利条約及び令和4年10月の障害者権利委員会からの総括所見、並びに障害者基本法（昭和45年法律第84号）の趣旨を踏まえた改訂も含め、見直しを検討する必要がある」とされた。
- このため、昨年度「障害者の意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究」においてガイドラインを改訂するための検討を行った。

第2版（案）のポイント

- 「意思決定支援の主体」はあくまでも本人であり、本人主体の考え方を「理念・信条」として明示
- 「**本人の最善の利益**」に関する記載を削除し、国連障害者権利委員会が提案する「意思と選好に基づく最善の解釈」との表現に基づき意思決定支援を再定義
- 支援が困難と想定されるケースについて、本文と分けてコラムで整理
- **意思決定支援のプロセス（意思形成支援／意思表明支援／意思実現支援）**を明確化
- ICTツール（クラウド等の情報共有ツールなど）の活用による記録・情報共有の効率化を追記
- 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者等、障害特性に応じて相互の意思疎通を円滑にするための環境調整も含めた**合理的配慮、情報アクセシビリティに関する記載**を追加
- 意思決定支援に関する具体例を追加し、別冊の事例集として整理

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン 現行（第1版）と改訂案（第2版）の章立て・内容の比較

第1版		第2版（案）	
I. はじめに	<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイドライン策定の背景 2. ガイドラインの趣旨 	<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイドライン策定・改訂の背景 2. ガイドラインの趣旨 	<ol style="list-style-type: none"> 3. ガイドラインの理念・信条
II. 総論	<ol style="list-style-type: none"> 1. 意思決定支援の定義 2. 意思決定を構成する要素 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本人の判断能力 (2) 意思決定支援が必要な場面 (3) 人的・物理的環境による影響 3. 意思決定支援の基本的原則 4. 最善の利益の判断 5. 事業者以外の視点からの検討 6. 成年後見人等の権限との関係 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 意思決定支援の定義 <ul style="list-style-type: none"> ・コラム①（「意思」と「選好」に「基づく」とは?） 2. 意思決定支援の基本的原則 3. 意思決定支援に影響を与える要素 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本人の意思決定能力の捉え方 (2) 人的・物理的環境 (3) 事業者以外の視点からの検討 (4) 成年後見人等の権限との関係 	<ul style="list-style-type: none"> ・コラム②（意思決定支援において、困難を感じる場面への対応）
III. 各論	<ol style="list-style-type: none"> 1. 意思決定支援の枠組み <ol style="list-style-type: none"> (1) 意思決定支援責任者の役割 (2) 意思決定支援会議の開催 (3) 意思決定が反映されたサービス等利用計画や個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供 (4) モニタリングと評価及び見直し 2. 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮 3. 意思決定支援の根拠となる記録の作成 4. 職員の知識・技術の向上 5. 関係者、関係機関との連携 6. 本人と家族等に対する説明責任等 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 意思決定支援が必要な場面 2. 意思決定支援のプロセス <ul style="list-style-type: none"> ・コラム③④（意思決定支援におけるアセスメントとは? その1,2） 3. 支援現場で意思決定支援を進めるための枠組み <ol style="list-style-type: none"> (1) 意思決定支援責任者の役割 (2) 意思決定支援会議の開催 (3) 意思決定が反映されたサービス等利用計画や個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供 (4) モニタリングと評価及び見直し 	<ol style="list-style-type: none"> (5) 意思決定支援の根拠となる記録の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・コラム⑤（管理者・サービス管理責任者・支援員等の連携や役割分担の重要性） 4. 意思決定支援を進める際に留意すべき事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮 (2) 職員の知識・技術の向上 (3) 関係者、関係機関との連携 (4) 本人と家族等に対する説明責任等
IV. 意思決定支援の具体例	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日中活動プログラムの選択に関する意思決定支援 2. 施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援 3. 精神科病院からの退院に関する意思決定支援 	（別冊） <ol style="list-style-type: none"> 1. 日中活動プログラムの選択に関する意思決定支援 2. 施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援 3. 精神科病院からの退院に関する意思決定支援 	<ol style="list-style-type: none"> 4. 重症心身障害のある本人の通所継続に関する意思決定支援 5. GHへの移行を見据えた居住の場の選択に関する意思決定支援 6. 障害者支援施設入所者の買い物や外出先の選択に関する意思決定支援と金銭管理支援

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第2版）案 概要（Ⅰ. はじめに）

1. ガイドライン策定・改訂の背景

- 一般のガイドライン改訂の背景となる経緯等を記載

2. ガイドラインの趣旨

- 意思決定支援は、支援者が主体となって本人の意思を決定することではなく、**本人が自らの意思、選好及び価値観に基づいて意思決定を行えるよう、支援者が環境調整等を通じて、その意思決定の過程を支える取組**であることに留意する必要。
- 本ガイドラインは、障害者の意思決定支援についての考え方を整理し、サービスの現場において本人の意思、選好及び価値観に根ざした意思決定支援がより具体的に行われるために、**基本的な考え方・姿勢・方法・配慮事項**等を示した。また、事業者がサービス等利用計画や個別支援計画を作成する際の**意思決定支援の枠組み**を示すことにより、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

新 3. ガイドラインの理念・信条

- 「意思決定の主体」はあくまでも本人であり、本人の意思を尊重することが最も重要であるという視点に立ち、本人と対面して聞き取ったり、言葉で表現することができないことを解釈したりして、**「わたしの意思を尊重するために支援者に大切にしてほしいこと」**としてガイドラインの信条をまとめた。

（一部抜粋）

- 誰でも意思があります。わたしにも意思があります。わたしの意思を大事にしてください。
- わたしのことについて話し合う場には必ずわたしが参加できるようにしてください。
- わたしのお話を前向きに受け止め、いろんなことに挑戦させてください。
- 知らないことは体験させてください。
- 「いいえ」といいやすくしてください。
- 自分で決めることができるよう、選択肢をだして丁寧に説明してください。
- わたしのペースに合わせて、わかりやすく伝えてください。
- わたしのお話をさえぎらずに最後まで聞いてください。

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第2版）案 概要（Ⅱ．総論）

1. 意思決定支援の定義

- 意思決定支援とは、障害者が、日常生活や社会生活において、意思、選好及び価値観に基づき、迷い、修正を繰り返す過程を含め、その意思（思い）が反映された生活を送ることができるよう、**本人が意思決定できる状態を可能な限り支えること**。
- あらゆる支援を尽くしてもなお、特定の場面において本人の意思と選好を明確に確認することが困難な場合には、本人の表情や行動等から読み取れる意思と選好の表出のあり方や、本人のこれまでの生活から得られる価値観その他様々な情報を踏まえ、**本人の意思と選好に基づく最善の解釈を行うこと**が含まれる。

2. 意思決定支援の基本的原則

- (1) 本人への支援は、**自己決定の尊重**を基礎としつつ、**本人の意思、選好及び価値観が可能な限り反映されるように行う**ことが原則。また、自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行うことが重要である。
- (2) 「一般的な常識からみた正しさ」や職員等の価値観と照らした場合、不合理と思われる決定であっても、他者への権利を侵害しない限り、**その選択を尊重するよう努める姿勢**が求められる。
リスクを含めて受け止める支援を実現するためには、**チームや事業所全体として取り組む体制を構築**することが重要である。
- (3) 実務上可能なあらゆる支援を尽くしても、本人の意思と選好を明確に確認することが困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史や人間関係等、様々な情報を踏まえ、根拠を明確にしながら、**本人の意思と選好に基づく最善の解釈を行う**。

3. 意思決定支援に影響を与える要素

新

- (1) 本人の「意思決定能力」の捉え方
 - どのような障害があっても、**本人には意思決定能力があることを前提**にして、意思決定支援を行う。
 - 意思決定支援を進める上では、本人の能力を評価するのではなく、その場面において、**どのような支援を行えば本人自身が意思決定しやすくなるか**を検討するために、意思決定能力の状態を把握することが重要。
- (2) 人的・物理的環境
- (3) 事業者以外の視点からの検討
- (4) 成年後見人等の権限との関係

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第2版）案 概要（Ⅱ．総論）

新

コラム②「意思決定支援において、困難を感じる場面への対応」

1. 本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じる場合等

- 意思決定支援の結果として、本人が意思を示した場合、その意思をそのまま実現させてしまうと、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じるような場合があります。また、本人の意思を実現すると、他者に権利侵害を生じさせてしまうような場合があります。
- そのような場合は、本人の生命や身体の保護、他者の権利擁護のための対応に関する検討が求められます。これらの対応は、意思決定支援とは異なる視点、すなわち、**本人の生命・身体の保護や他者の権利擁護という観点から、例外的に求められる措置であることに留意が必要**です。ただし、その場合であっても、**可能な限り本人の意思と選好を踏まえ、支援や環境調整によって対応できる余地がないかを検討することが重要**です。
- 意思決定支援は、障害のない人との平等を基礎として、障害のある人の自由を実現するためのものです。本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じるような場合や、他者に権利侵害を生じさせてしまうような場合への対応は、障害の有無に関わらず、本人の保護や他者の権利擁護のために行われる行為と同様の考え方に基づいて行われることが求められます。

2. 意思決定や意思確認が困難とみられる場合

- 意思決定支援を尽くしたにもかかわらず、当該場面において本人の意思と選好を明確に確認することが困難な場合には、どうしたらいいでしょう。例えば、遷延性意識障害の状態にある人は、たとえ、内心で様々なことを思っていたとしても働きかけに対して応答や反応を表出することができないため、支援者としては意思と選好に基づく最善の解釈をするための根拠となる事実を見いだすことができないと感じるかもしれません。
- その場合においても、**本人がこれまで人生において積み重ねてきた生活や経験、行為の蓄積の中に、本人の意思と選好に関わる情報が含まれているはず**です。意思と選好に基づく最善の解釈をするための根拠となる事実が少ない場合、解釈の余地が増えることはあるかもしれませんが、**あくまでも本人の意思と選好に基づく最善の解釈を続けることが求められます**。
- ただし、意思と選好に基づく解釈をもって、支援者が、法定代理人など法定権限を与えられた第三者でなければ行うことができない法律行為を行えるようになったり、医療同意など本人の一身専属の権利に関わる行為を代替できるようになるものではないことは、いうまでもありません。

意思決定支援において困難を感じる場面への対応について、上記1および2のとおり述べましたが、意思決定の主体はあくまで本人です。そのことを忘れず、日々の支援に取り組みましょう。

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第2版）案 概要（Ⅲ．各論）

1. 意思決定支援が必要な場面

(1) 日常生活における場面

- 例えば、食事、衣服の選択、外出、排せつ、整容、入浴等基本的な日常生活に関する場面の他、複数用意された余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられる。この際、本人に日頃から「自由に選んでよい」「ノーと言ってもよい」などのメッセージを伝え、**多様な意思や希望を安心して表明できるように支援を行う**ことが重要。
- **日常生活におけるすべての場面で、意思決定支援を意識した支援を継続して行う**ことが重要。

(2) 社会生活における場面

- 自宅からグループホームや入所施設等に住まいの場を移す場面や、入所施設から地域移行してグループホームに住まいを替えたり、グループホームの生活から一人暮らしを選ぶ場面等が、意思決定支援の重要な場面として考えられる。
- 様々な住まいでの体験の機会の活用を含め、**本人の意思と選好の確認を最大限の努力で行うことを前提**に、事業者や家族、成年後見人等の他、必要に応じて関係者等が集まり、判断の根拠を明確にしなが**ら、本人の希望する生活への移行を原則**として、意思決定支援を進める必要。

新

2. 意思決定支援のプロセス

- 意思決定支援のプロセスは、本人が何を大切にしているかを知り、本人の選好及び価値観に根差した意思の形成を支援し、本人がそれを障壁なく表明することを支援し、さらに表明された内容の実現に向けて伴走することによって構成される。

(1) 本人の選好及び価値観に根差した意思を形成することの支援（**意思形成支援**）

- 本人が自己決定、自己選択するためには、豊かな体験や経験が必要。本人が意思を形成するために必要な情報は、本人の理解しやすい方法で、その都度、丁寧に説明することが必要。また、実際の場面で体験してみることにより、本人が自らの意思と選好を形成していくことにつながる。

(2) 本人が意思を障壁なく表明することの支援（**意思表明支援**）

- 心の中で決めていても、それを表明・表出するには、本人が直面する社会的障壁を踏まえた適切な環境調整が必要。また、本人の意思、選好及び価値観は時間の経過や経験、関係性、生活状況等に応じて変わり得るため、支援を継続することが重要。

(3) 本人の意思の実現に向けて伴走するための支援（**意思実現支援**）

- 本人の意思、選好及び価値観を尊重し、本人のもつ力を最大限活かした上で、本人に関わる多様な関係者と必要に応じて協働し、利用可能な社会資源等を活用しながら、日常生活・社会生活に反映することを支援する。

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第2版）案 概要（Ⅲ．各論）

3．支援現場で意思決定支援を進めるための枠組み

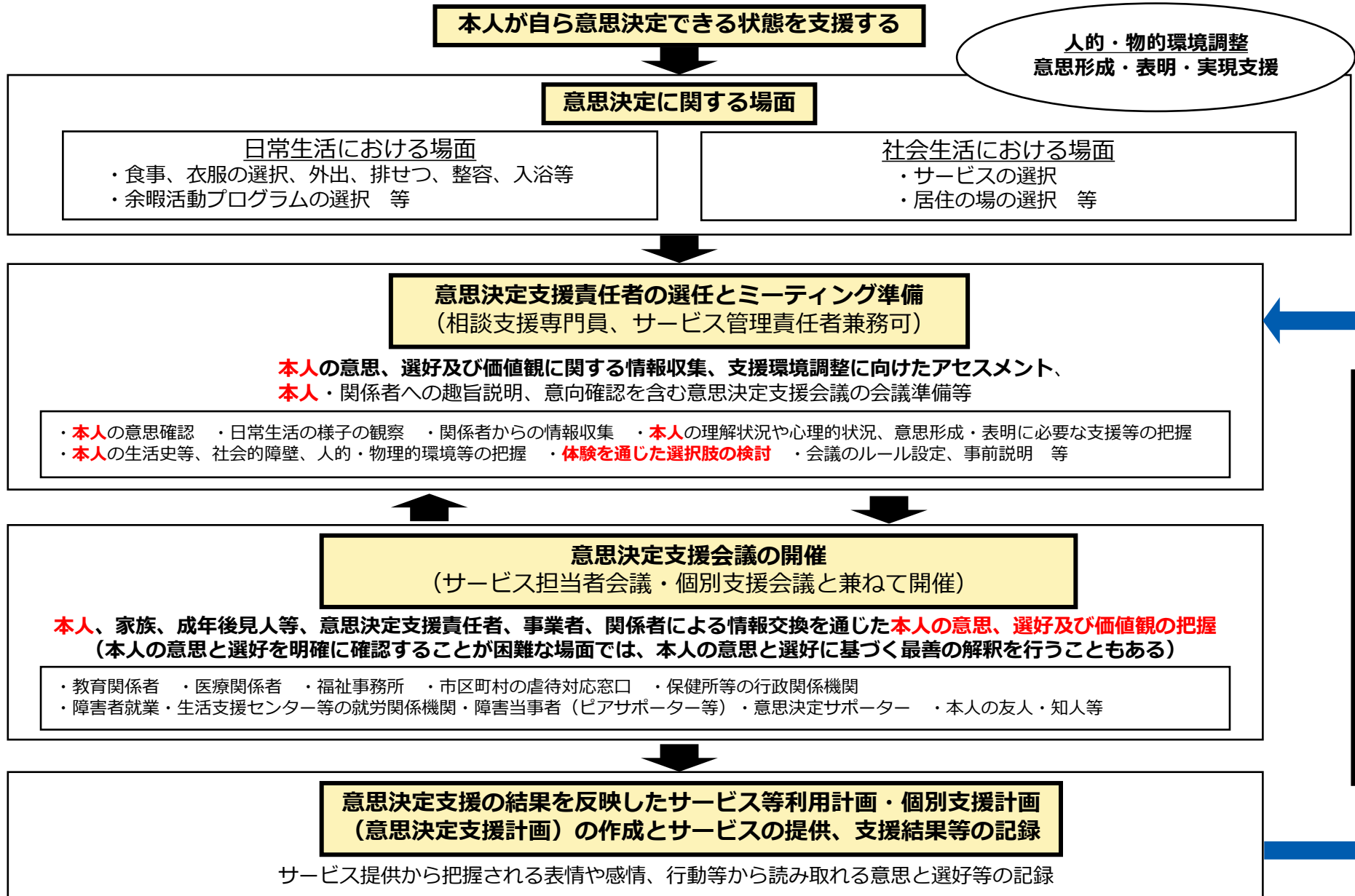
- (1) 意思決定支援責任者の役割
 - ・ 意思決定支援責任者は、意思決定支援計画の作成に中心的に関わり、意思決定支援会議を企画・運営する等の取組を進める。
- (2) 意思決定支援会議の開催
 - ・ 意思決定支援会議は、**本人参加**の下で、意思決定が必要な事項に関する情報や参加者が得ている情報を持ち寄り、本人の意思、選好及び価値観を確認したり、明確な確認が困難な場面では、**意思と選好に基づく最善の解釈を試みるための協議**を行う仕組み。
- (3) 意思決定が反映されたサービス等利用計画や個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供
- (4) モニタリングと評価及び見直し
- (5) 意思決定支援の根拠となる記録の作成
 - ・ **本人のこれまでの生活の全体像を理解し、記録する**ことは、本人の意思、選好及び価値観の状態と変化を踏まえた意思決定支援の実践につながるとともに、本人の意思と選好に基づく最善の解釈をするための重要な手がかりともなる。
 - ・ 記録の方法や内容について検討することが有用。その際には、写真・動画等の活用に加え、**クラウド等の情報共有ツールを含むICTツールの活用**による業務の効率化について検討することが望ましい。

4．意思決定支援を進める際に留意すべき事項

- (1) 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮
 - ・ 意思決定に必要と考えられる情報について、本人が十分に理解等し、実際の決定に活用できるよう説明し、決定の結果起こり得ること等を含めた情報を、可能な限り本人が理解できる形で提供することが重要。そのために**意思疎通のための合理的配慮**を行うことが求められる。その際、障害特性に応じて意思疎通を円滑にするための環境整備を行い、**アクセシビリティを確保**する。
- (2) 職員の知識・技術の向上
 - ・ 本ガイドラインを活用した研修を実施すること、意思決定支援に関する事例検討を積み重ねることが重要。
- (3) 関係者、関係機関との連携
 - ・ 意思決定支援責任者は、事業者、家族や成年後見人等の他、関係者等と連携して意思決定支援を進めることが重要。
- (4) 本人と家族等に対する説明責任等
 - ・ 本人や家族に対して、**意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容についての丁寧な説明**を行う。また、苦情解決の手順等の重要事項についても説明する。

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第2版）案

意思決定支援の流れの一例



- 参考資料



現行の「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

趣旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

意思決定支援の定義 / 意思決定を構成する要素

《意思決定支援の定義》

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

《意思決定を構成する要素》

(1)本人の判断能力

障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。

(2)意思決定支援が必要な場面

- ① 日常生活における場面(食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的な生活習慣に関する場面)
- ② 社会生活における場面(自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面)

(3)人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

意思決定支援の流れ

意思決定が必要な場面 ・ サービスの選択 ・ 居住の場の選択 等

本人が自己決定できるように支援

自己決定が困難な場合

意思決定支援責任者の選任とアセスメント

相談支援専門員・サービス管理責任者兼務可

- 本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援会議の開催準備等
- アセスメント ・ 本人の意思確認 ・ 日常生活の様子の観察 ・ 関係者からの情報収集 ・ 本人の判断能力、自己理解、心理的状況等の把握 ・ 本人の生活史等、人的・物理的環境等のアセスメント ・ 体験を通じた選択の検討 等

意思決定支援会議の開催

サービス担当者会議・個別支援会議と兼ねて開催可

本人・家族・成年後見人等・意思決定支援責任者・事業者・関係者等による情報交換や本人の意思の推定、最善の利益の判断

意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画(意思決定支援計画)の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

支援から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

意思決定に関する記録のフィードバック

1. 調査研究の趣旨

- 平成29年3月に「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」が公表されてから7年以上が経過し、障害者の意思を尊重し、障害者の権利を保障するための支援が推進されている。一方、国連障害者権利委員会は、日本に対する総括所見（令和4年10月）の中で、同意思決定支援ガイドラインにおける「本人の最善の利益」という言葉の使用に懸念を示し、最善の利益中心の代行決定発想から、本人の意思、選好及び価値観を中心に据えた支援付き意思決定の体制構築を求めた。
- 第二期成年後見制度利用促進基本計画の中間検証報告書（令和7年3月）の中でも同意思決定支援ガイドラインについて、「国連障害者権利委員会からの総括所見、並びに障害者基本法（昭和45年法律第84号）の趣旨を踏まえた改訂も含め、見直しを検討する必要がある。」とされた。
- 法制審議会民法（成年後見等関係）部会においては、成年後見制度の見直し（適切な時期に必要な範囲・期間で利用できるようにすること等）が進められており、成年後見制度以外の意思決定支援や権利擁護支援策を総合的に充実させることが求められている。

2. 検討事項

- 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の見直しに関する検討
- 成年後見制度の見直し動向を踏まえた、施設・事業所による金銭管理支援のあり方を中心とした意思決定支援・権利擁護支援の推進策の検討

3. 開催状況

- 令和7年8月7日（第1回）
・ガイドライン見直しポイントの確認等
- 令和7年9月22日（第2回）
・ヒアリング調査項目、対象の確定
- 令和7年12月2日（ワーキンググループ）
・ガイドライン見直し案作成に係る検討
- 令和8年2月3日（第3回）
・ヒアリング調査報告、報告書の取りまとめ

4. 構成員

岩上 洋一	全国地域で暮らそうネットワーク 代表理事
大垣 勲男	日本知的障害者福祉協会 理事
長田 和也	全国地域生活支援ネットワーク 理事
片桐 公彦	社会福祉法人みんなで生きる 理事
川端 伸子	権利擁護支援プロジェクトともす 代表理事
白江 浩	全国身体障害者施設協議会 会長
曾根 直樹(座長)	日本社会事業大学 客員教授
立原 麻里子	全国手をつなぐ育成会連合会 副会長
谷口 泰司	関西福祉大学社会福祉学部社会福祉学科 教授
富岡 貴生	日本相談支援専門員協会 代表理事
福島 龍三郎	社会福祉法人はる 理事長
松浦 俊之	神奈川県福祉子どもみらい局 共生推進本部室 当事者目線障害福祉グループ 副主幹
水島 俊彦	法テラス本部常勤弁護士
森下 浩明	社会福祉法人 みなと舎 理事長

（五十音順・敬称略）

5. ヒアリング・書面照会 対象団体

○ヒアリング調査対象（障害者支援施設・障害福祉サービス事業所）

1. 中部地域 施設入所支援（主たる対象者：知的障害／当事者の協力状況：1名）
2. 関東地域 施設入所支援（主たる対象者：知的障害／当事者の協力状況：1名）
3. 関東地域 施設入所支援（主たる対象者：身体障害／当事者の協力状況：2名）
4. 中部地域 共同生活援助（主たる対象者：特定なし／当事者の協力状況：1名）
5. 関東地域 通所生活介護（主たる対象者：知的障害／当事者の協力状況：1名）
6. 九州地域 共同生活援助（主たる対象者：知的障害／当事者の協力状況：2名）
7. 関東地域 計画相談支援（主たる対象者：精神障害／当事者の協力状況：1名）

○ヒアリング調査対象（当事者団体等）

1. 全国重症心身障害児（者）を守る会
2. 全国「精神病」者団体
3. 一般財団法人全日本ろうあ連盟
4. 特定非営利活動法人DPI日本会議
5. 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合
6. 一般社団法人日本自閉症協会

○ヒアリング調査対象（事業者団体・家族会等）

1. 全国身体障害者施設協議会
2. 特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク
3. 一般社団法人全国地域で暮らそうネットワーク
4. 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会
5. 特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会
6. 公益財団法人日本知的障害者福祉協会
7. 日弁連高齢者・障害者権利支援センター

（50音順（法人格除く））

6. 意思決定支援ガイドラインの見直し案のポイント

- ・「意思決定支援の主体」はあくまでも本人であり、本人主体の考え方を「理念・信条」として明示した。
- ・支援が困難と想定されるケースについて、本文と分けてコラムで整理した。
- ・「最善の利益の判断」に関する記載を削除し、国連障害者権利委員会が提案する「意思と選好に基づく最善の解釈」との表現に基づき意思決定支援を再定義した。
- ・意思決定支援のプロセス（意思形成支援／意思表示支援／意思実現支援）を明確化した。
- ・視覚障害者・聴覚障害者、知的障害者等、障害特性に応じて相互の意思疎通を円滑にするための環境調整も含めた合理的配慮、情報アクセシビリティに関する記載を追加した。
- ・意思決定支援に関する具体例を追加し、別冊の事例集として整理した。
- ・ICT活用（写真・動画、クラウド等）による記録・情報共有の効率化を追記した。

意思決定支援等に係る各種ガイドラインの比較について ①

	A 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	B 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	C 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	D 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン ※身寄りがない場合の医療機関等の対応等に係る部分を除く	E 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン	主な共通点・相違点等
1 策定期期	平成29年3月	令和7年3月	平成19年 (平成30年3月改訂)	令和元年 5月	令和2年10月	
2 誰の (意思決定)支援か	障害者	認知症の人 ※認知症と診断された場合に限らず、認知機能の低下が疑われ、意思決定に支援を必要とする人を含む。	人生の最終段階を迎えた人	医療に係る意思決定が困難な人	成年被後見人等	
3 ガイドラインの趣旨 (意思決定支援等の担い手を含む)	意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資すること。	認知症の人を支える周囲の人において行われる意思決定支援の基本的考え方(理念)や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理して示し、これにより、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すもの。	人生の最終段階を迎えた本人・家族等と医師をはじめとする医療・介護従事者が、最善の医療・ケアを作り上げるプロセスを示すもの。	本人の判断能力が不十分な場合であっても適切な医療を受けることができるよう、Cガイドラインの考え方も踏まえ、医療機関としての対応を示すとともに、医療に係る意思決定の場面で、成年後見人等に期待される具体的な役割について整理するもの。	成年後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を適切に行うことができるように、また、中核機関や自治体の職員等の職務の参考となるよう、成年後見人等に求められている役割の具体的なイメージ(通常行うことが期待されること、行うことが望ましいこと)を示すもの。	各ガイドラインの趣旨は様々であるが、いずれのガイドラインにおいても、本人への支援は、本人の意思(自己決定)の尊重に基づいて行う旨が基本的な考え方として掲げられている。

【出典】成年後見はやわかり (厚生労働省ホームページ)

意思決定支援等に係る各種ガイドラインの比較について ②

	A 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	B 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	C 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	D 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン ※身寄りがない場合の医療機関等の対応等に係る部分を除く	E 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン	主な共通点・相違点等
4 ガイドラインが対象とする主な場面	<p>①日常生活における場面</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食事、衣服の選択、外出、排泄、整容、入浴等の基本的な生活習慣に関する場面。 <p>②社会生活における場面</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面。 	<p>①日常生活における場面</p> <ul style="list-style-type: none"> ●例えば、食事・入浴・被服の好み、外出、排せつ、整容などの基本的な生活習慣や、日常のプログラムへの参加を決める場合など。 <p>②社会生活における場面</p> <ul style="list-style-type: none"> ●仕事や趣味、地域での活動の確保、自宅からグループホームや施設等に住まいの場を移動する場合や、一人暮らしを選ぶか、どのようなケアサービスを選ぶか、自己の財産を処分するなど。 	<p>人生の最終段階における医療・ケアの場面</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「人生の最終段階」には、がん末期のように予後が長くても2～3か月と予測できる場合、慢性疾患の急性増悪を繰り返して予後不良に陥る場合、脳血管疾患の後遺症や老衰など数か月～数年で死を迎える場合がある。 ●どのような状態が「人生の最終段階」かは、本人の状態を踏まえて、医療・ケアチームの適切かつ妥当な判断による。 	<p>医療に係る意思決定の場面</p> <p>※主に、本人の意思決定が困難な場合について記述。</p>	<p>本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随した事実行為の場面</p> <p>例：①施設入所契約など本人の居所に関する重要な決定。 ②自宅や高額な資産の売却等、法的に重要な決定。 ③特定の親族に対する贈与・経済的援助など、直接的には本人のためとはいえない難い支出をする場合等。</p>	<p>A・Bのガイドラインは主に日常的な場面を、C・Dのガイドラインは、より非日常的な場面を対象とするイメージ。</p>
5 意思決定支援等のプロセス等	<p>可能な限り本人が自ら意思決定できるよう、以下の枠組みで支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①意思決定支援責任者の配置。 ②意思決定支援会議の開催。 ③意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成。 ④サービスの提供。 ⑤モニタリングと評価・見直し。 	<p>本人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すために以下のプロセスで支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①人的・物的環境の整備（本人と支援者との関係性や意思決定支援の場所・時間等への配慮等）。 ②意思形成支援（適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることへの支援）、意思表明支援（意思を適切に表明や表出することへの支援）、意思実現支援（本人の意思を生活に反映することへの支援）。各プロセスで困難や疑問が生じた場合、チームによる会議を実施。 	<p>本人意思が確認できる場合、次の手順によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①医療従事者からの適切な情報提供と説明。 ②本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合い。 ③時間の経過や心身の状態の変化等に応じて本人の意思は変化するため、家族等も含めて繰り返し話し合うことが必要。 	<p>本人が自らの価値観や嗜好に基づく意思決定ができるように以下の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①支援チームの編成、本人への趣旨説明とミーティングの準備等。 ②本人を交えたミーティングの開催。 ③本人の意思決定に沿った支援を展開。 	<p>各ガイドラインにおける意思決定支援の要素・プロセスは様々であるが、本人が意思決定の主体であり、支援を行う前提としての環境整備、チーム支援、適切な情報提供等の要素は共通。</p>	

【出典】 成年後見はやわかり（厚生労働省ホームページ）

意思決定支援等に係る各種ガイドラインの比較について ③

	A 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	B 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	C 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	D 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン ※身寄りがない場合の医療機関等の対応に係る部分を除く	E 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン	主な共通点・相違点等
<p>6 (代理) 代行決定※ について</p> <p>※本人による意思決定が困難な場合に、第三者が本人に代わって意思決定を行うこと。</p>	<p>①本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合、本人をよく知る関係者が集まって、根拠を明確にしながら本人の意思・選好を推定。</p> <p>②本人の意思推定がどうしても困難な場合、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断。</p>	<p>●本人の意思決定が困難な場合に、第三者が本人に代わって意思決定を行う代理代行決定はガイドラインの対象外</p> <p>●なお、本人の意思は、それが他者害する場合や本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り、尊重される。 (「重大」か否かは、明確な不利益性・回復困難な重大性・発生の確実性の観点から判断)</p>	<p>本人意思が確認できない場合、次の手順により、医療・ケアチームの中で慎重に判断(いずれの場合も、本人にとって最善の方針をとることを基本とする)</p> <p>①家族等が本人意思を推定できる場合、その推定意思を尊重。 ②家族等が本人意思を推定できない場合、本人にとって何が最善であるか家族等と十分話し合う。 ③家族等がない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合も、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。</p>		<p>①意思決定支援を尽くしても意思決定・意思確認がどうしても困難な場合、意思推定に基づく代行決定を行う。</p> <p>②意思推定すら困難な場合や、本人の表明意思・推定意思を実現すると本人に見過ごすことができない重大な影響が生ずる場合等には、本人にとっての最善の利益に基づく代行決定を行う。</p>	<p>●Bのガイドラインでは、「いわゆる代理代行決定のルールを示すものではない」旨明記。</p> <p>●その他のガイドラインでは、本人意思が確認できない場合等における、本人意思を推定するプロセスや、最終手段として、本人にとっての最善の利益の観点からなされる代行決定等のプロセスについても記述。</p>
<p>7 (意思決定支援等における) 成年後見人等の役割・関与の在り方</p>	<p>①サービス提供者とは別の第三者として意見を述べ、多様な視点からの意思決定支援を進める。</p> <p>②意思決定支援の結果と成年後見人等が担う身上配慮義務に基づく方針が齟齬しないよう、意思決定支援のプロセスに参加。</p>	<p>意思決定支援に当たり、本人の意思を踏まえて、本人及び家族・親族、福祉・医療・地域近隣の関係者とともにチームとなって日常的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な支援を行う。</p>		<p>①契約の締結等(受診機会の確保・医療費の支払)。 ②身上保護(適切な医療サービスの確保)。 ③本人意思の尊重(本人が意思決定しやすい場の設定、チームの一員として意思決定の場に参加等)など。</p> <p>※成年後見人等の権限には、いわゆる医療同意権が含まれないことを明記。</p>	<p>①ミーティング主催者とともに、チームのメンバー選定・開催方法等も含めて、主体性を持って関与。</p> <p>②本人が意思決定の主体として実質的にミーティングに参加できるよう、本人のペースに合わせた進行を主催者・参加者に促す。</p>	<p>●後見人等について、A・Bのガイドラインでは主として他の関係者とともに意思決定支援のプロセスに関与することが求められているのに対し、Dのガイドラインでは医療等の場面で後見人等に期待される役割・行為が個別具体的に記載。</p> <p>●Eのガイドラインは、主として後見人等向けに策定されるものであり、意思決定支援場面、代行決定場面それぞれの関わり方を詳細に記載。</p>